

障害者グループホーム 「ほたるの舞」 利用料金について

令和4年10月1日現在

障害者グループホーム ほたるの舞ご利用料金につきまして、令和4年10月1日から下記のとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

<利用者負担（共同生活援助サービス費と加算1割＋サービス費以外の費用）>

サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。

ただし、所得に応じて上限が定められ、負担が重くならないようになっています。

食費などの実費は自己負担です。

1. 生活介護サービス費 1割負担分（下記金額に地域区分1.024を掛けた金額になります）

算定項目	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
共同生活援助サービス費	667円	552円	471円	381円	292円	243円
夜間支援等体制加算(I)	224円/日					
医療連携体制加算(VII)	39円/日					
福祉・介護職員処遇改善加算(I)	1ヶ月総単位数の8.6%					
特定処遇改善加算(II)	1ヶ月総単位数の1.6%					
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月総単位数の2.6%					
1日の合計	1,074円	944円	828円	788円	641円	584円

2. その他の加算（対象者のみ）（下記金額に地域区分1.024を掛けた金額になります）

入院時支援特別加算	入院時期が3日以上7日未満	561円/回
	入院期間が7日以上	1,122円/回
帰宅時支援加算	帰宅時期が3日以上7日未満	187円/回
	帰宅期間が7日以上	374円/回

3. 「サービス費1割」の月額上限額（受給者証をご確認ください。）

所得区分	利用者負担上限額
生活保護世帯	0円
市町民税非課税世帯 (利用者本人と配偶者が非課税)	0円
市民税課税世帯1 (利用者本人と配偶者の市町民税の所得割額の合計が16万円未満)	9,300円/月
市民税課税世帯2 (利用者本人と配偶者の市町民税の所得割額の合計が16万円以上)	37,200円/月

<例>

区分6の方が利用した場合

利用料1日分の1割 1,074円×30日=32,220円

ですが、上限額 9,300 円の方は上限額以上の請求はありません。

4. サービス費以外の料金

・自己負担費用

サービスの種類	金額	備考
家賃	38,000 円	
食材料費	14,000 円	
光熱水費	12,000 円	
日用品費	1,000 円	利用者が共同で使用するもの
事務管理費	500 円	
共益費	6,000 円	
合計	71,500 円	

その他日常生活において通常必要となるものに係る費用	外出支援 (施設の自動車を使用)	事業所から 10 km未満 1 回 (片道) につき 100 円
		事業所から 10 km以上 1 回 (片道) につき 200 円

※食材料費、光熱水費、日用品費は、毎月清算し報告します。年度末に残金を返金します。

※個人的に使用するものは各自で購入します。

5. 料金の支払い方法

前記の料金は1か月ごとに計算し請求いたします。27日までに銀行からの引き落としでお支払いください。後日、領収書を発行します。

社会福祉法人 さくらゆき 障害者グループホーム ほたるの舞 TEL (058) 268-3337 Fax (058) 268-3336 メール: hotarunomai@sakurayuki.or.jp 担当/渡辺
--